

佐賀大学における気象警報・避難情報発表時等における授業等の取扱いに関する要項

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1 この要項は、台風等の自然災害等による佐賀大学の学生（以下「学生」という。）の事故を防止するため、気象警報・避難情報（以下「気象警報等」という。）発表時等における授業等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 気象警報 佐賀地方気象台が佐賀市を対象に発表する特別警報（大雨，暴風，暴風雪，大雪）又は暴風警報（台風接近に伴う。）をいう。
- (2) 避難情報 佐賀市が佐賀市本庄町を対象に発令する高齢者等避難，避難指示又は緊急安全確保をいう。
- (3) 授業等 授業（定期試験期間における試験を含む。ただし，遠隔授業等（多様なメディアを高度に利用し，教室等以外の場所で履修することが可能な授業をいう。）を除く。）をいう。
- (4) 実習等 教育実習，病院実習，介護等体験実習及びインターンシップ等をいう。

(休講措置)

第3 気象警報等による休講措置は、次に掲げるところによる。

- (1) 午前6時から午前8時50分までの間において気象警報等が発表されている場合又は発表された場合は、その日の午前中の授業等を休講とする。
- (2) 午前8時50分より後の時刻において、気象警報等が発表されている又は発表された場合は、当該時刻以降の授業等を休講とする。ただし、午前10時までに気象警報等が解除された場合は、その日の午後からの授業等は実施する。
- (3) 前号の規定にかかわらず、学部，研究科又は全学教育機構の長（以下「学部長等」という。）が、安全保持のため、施設内に学生を待機させておくことが適切であると判断する場合は、実施中の授業等に限り、休講としないことができる。この場合において、当該学部長等は、当該対応の状況を速やかに学長があらかじめ指名した副学長に報告しなければならない。

第4 第3以外の休講措置は、学長があらかじめ指名した副学長，及び学部長等の協議により決定し、速やかに学長に報告するものとする。ただし、緊急の場合は、学長が決定する。

2 第3第3号の規定は、前項の規定により休講措置を行う場合に準用する。

(周知方法)

第5 第3及び第4に係る休講措置の周知は、次に掲げるところによる。

- (1) 学生センターは、学生に対して掲示等により速やかに周知する。ただし、授業等実施中の場合は、担当教員を通じて周知を図る。
- (2) 担当授業等が休講となる非常勤講師については、学生センターから電話等により速やかに周知を図る。
- (3) 学生センターのホームページに掲載する。
- (4) テレビ・ラジオ等を通じて周知を図る。

(気象警報等の確認)

第6 気象警報等の発表及び解除の確認は、テレビ・ラジオ等の発表によるものとする。

(実習等)

第7 実習等においては、各実習先の判断によるものとする。

(休講措置の補充)

第8 休講措置の補充については、学長があらかじめ指名した副学長及び学部長等の協議により決定する。

(遅刻・欠席の取扱い)

第9 気象警報等発表の有無にかかわらず、悪天候時における公共交通機関の運行停止その他のやむを得ない理由により、授業等に遅刻し、又は欠席（早退を含む。）した学生については、当該学生が申し出ることによって、当該学生に不利益が生じないように取り扱うものとする。

（その他）

第10 第1から第9までに定めるもののほか、津波、地震その他不測の事態が生じた場合についても、第9までの定めを準用する。

第11 有田キャンパスにおいて開講される授業科目の気象警報等発表時等における授業、試験、実習及び遠隔授業等の取扱いについては、芸術地域デザイン学部が別に定める。また、医学部専門教育科目の気象警報等発表時等における授業、試験、実習及び遠隔授業等の取扱いについては、医学部が別に定める。

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

この申合せは、平成18年9月12日から実施する。

この申合せは、平成20年4月17日から実施し、平成19年9月12日から適用する。

この申合せは、平成22年4月1日から実施する。

この申合せは、平成22年5月28日から実施する。

この申合せは、平成22年10月1日から実施する。

附 則（平成22年11月24日改正）

この申合せは、平成22年11月24日から実施する。

附 則（平成23年12月12日改正）

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 則（平成25年2月5日改正）

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成26年3月26日改正）

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月25日改正）

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年2月14日改正）

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（令和2年8月17日改正）

この要項は、令和2年8月17日から実施する。

附 則（令和3年11月17日改正）

この要項は、令和3年11月17日から実施する。

附 則（令和4年6月9日改正）

この要項は、令和4年6月9日から実施する。